

青森県報

第二千四百十五号

平成十六年
十二月八日
(水曜日)

目次

告 示

結核予防法による指定医療機関の指定の辞退…………… (保健衛生課) …… 一

結核予防法による医療機関の指定…………… (同) …… 一

公 告

特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告…………… (県民生活 政策課) …… 一

右 同…………… (同) …… 二

右 同…………… (同) …… 二

開発行為に関する工事の完了…………… (建築住宅課) …… 二

建設業者の許可の取消し…………… (青森県土 整備事務所) …… 三

右 同…………… (弘前県土 整備事務所) …… 三

右 同…………… (八戸県土 整備事務所) …… 三

告 示

青森県告示第七百二十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十六年十二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
こまつや薬局	下北郡大間町大字大間字大間平二〇 の一五七	平成一六・一・五
ケイ薬局是川店	八戸市是川四丁目二の四	一六・一〇・三

青森県告示第七百二十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十六年十二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
こまつや薬局	下北郡大間町大字大間字大間平二〇 の一五七	平成一六・一・〇
ケイ薬局是川店	八戸市是川四丁目二の四	一六・一・三

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年十二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日
平成十六年十一月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人むつ下北子育て支援ネットワーク「ひろば」

三 代表者の氏名

小川 千恵

四 主たる事務所の所在地

むつ市新町一七の七

五 定款に記載された目的

この法人は、障害のあるなしにかかわらず、むつ下北地域の全ての子ども達が豊かに育ちあえる地域づくりを目指す。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年十二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成十六年十一月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ラ・シャリテ

三 代表者の氏名

阿部 武人

四 主たる事務所の所在地

青森市西滝一丁目二三の二一

五 定款に記載された目的

この法人は、「生活保護受給者など、所得が低く、住居の不便を感じている高齢者の方々に対して、清潔なバリアフリーの住居を提供する事業を行い、心身ともに

健康を維持、回復していただくことを支援する。」ことを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年十二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成十六年十一月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人セーフティネットあおもり

三 代表者の氏名

山岸 孝行

四 主たる事務所の所在地

青森市橋本三丁目一四の一四

五 定款に記載された目的

この法人は、児童、障害者、高齢者等の福祉サービス利用者の権利擁護と地域生活支援を目的とした活動、知識経験の交流、ネットワークの構築をはかり、福祉の質向上の実現に寄与することを目的とする。

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年十二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（丁区）に含まれる
地域の名称

開発許可を受けた者の住所及
び氏名（名称）

三沢市大字三沢字淋代平一六の三一〇七、一六の三一五九、一六の三一六〇及び一六の三一六一、字淋代平一六の三一〇七先外(国有財産)	八戸市卸センター第一プロイラー株式会社
○の一一及び五〇の一四	弘前市大字南城西一丁目三の三 株式会社弘前機械開発

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年十二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社心研建築デザイン事務所
- 二 代表者の氏名 工藤 盈
- 三 主たる営業所の所在地 青森市千刈三丁目四の一六
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一)第一七二三九号
- 五 取消年月日 平成十六年十一月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
大工、左官、とび・土工、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、熱絶縁、建具工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十六年十月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年十二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 平山建設
- 二 氏名 平山 イツ子
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字平山字平山六四四の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一五)第一六四三七号
- 五 取消年月日 平成十六年十一月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十六年十一月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年十二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社スチール工業
- 二 代表者の氏名 吉田 誠夫
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字河原木字北沼一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一)第二二八一号
- 五 取消年月日 平成十六年十一月二十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、建築、電気、管、鋼構造物、機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十六年十月二十九日前記建設業者が合併又は破産以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭